

愛媛県大阪事務所会議室等整備業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1 業務の目的

関西圏からの更なる移住の促進に向け、移住と就職の相談を一体的に対応できる体制を確保するとともに、移住潜在層が気軽に安心して相談できる環境を整備するため、事務所内レイアウトの見直しや会議室、相談ブースの新設などを行う。また、この新設等に伴い、執務スペースが減少することから、フリーアドレスの導入などにより、「新しい働き方チャレンジ宣言」に基づくデジタル技術を活用した業務改善や働き方が実践できるようスマートオフィス化を進めるとともに、来訪者の増加に向けた空間づくりを行う。

2 業務の概要

(1) 業務名

愛媛県大阪事務所会議室等整備業務

(2) 実施期間

契約締結の日から令和8年6月30日まで

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託料の上限額

13,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、本業務は、愛媛県議会定例会に提出する令和8年度愛媛県一般会計予算の可決を条件として実施する。なお、本業務が実施されない場合でも提案者は企画に要した一切の費用を請求することはできない。

3 業務の契約

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 契約に係る留意点

プロポーザルにおける提案内容は、業務委託者を選定するために提出を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。また、業務の実施過程における協議等において、計画条件等が変更されることがある。

4 応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県の競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者であること、又は契約の締結までに登録を行う見込みの者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

(7) 共同事業体で参加しようとする場合は、代表者は(1)～(6)まで、構成員は(2)～(6)までの資格要件を満たすこと。また、構成員として参加している場合、単体で参加することはできない。

5 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。（変更の場合は参加表明者に連絡）

内 容	日 付	対応様式
企画提案募集開始	2月 16 日 (月)	—
現地説明会	2月 25 日 (水)	—
参加表明書及び質問書提出期限	2月 27 日 (金)	様式 1, 2-1, 2-3～5 (様式 2-2, 2-6, 2-7)
企画提案書提出期限	3月 9 日 (月)	様式 3
審査会	3月 16 日 (月)	—
委託事業者選定	3月 19 日 (木)	—
企画提案内容の最終調整	3月 30 日 (月)	—
契約締結	4月 1 日 (水)	—

※審査結果は書面により通知する。

※受付時間は執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日）の午前10時から午後5時までとする。

6 現地説明会の実施

大阪事務所の現地確認を含む説明会を令和8年2月25日（水）午後1時半から3時間程度実施する。

なお、本説明会の出席は本プロポーザルへの参加表明の要件とするものでなく、かつ、業務受託者を選定するための審査に影響を与えるものではないが、企画提案に対する理解を深め、物量等の確認を踏まえた適切な提案をしてもらうためには出席が望ましい。

7 応募書類

（1）参加表明書の提出

提出期限 令和8年2月27日（金）午後5時まで

- ① 参加表明書（様式 2-1） 正本1部 ※共同事業体は様式 2-2 を添付すること。
- ② 誓約書（様式 2-3） 正本1部 ※共同事業体は様式 2-6, 2-7 を添付すること。
- ③ 業務実績調書（様式 2-4） 正本1部
 - ・過去5年以内に国又は地方公共団体から元請として受注した同種の業務実績について、その内容について記載すること。（本社（店）又は他の支社（店）等の実績を含む。）
 - ・上記に記載した業務に係る委託契約書の写しを併せて提出すること。
- ④ 配置統括責任者調書（様式 2-5） 正本1部
 - ・記載した内容が確認できる関係書類（保有資格の取得証書、委託契約書の写し等）を添付すること。ただし、業務実績調書（様式 2-4）に付随して提出している資料と重複する場合は提出不要。
- ⑤ 付属書類 各1部

- ・会社等の主な業務内容を記載したもの（既存のパンフレット等）
※参加を取り下げる場合は、3月4日（水）までに参加辞退届（様式4）正本1部を提出すること。

（2）質問書について

提出期限 令和8年2月27日（金）午後5時まで

○ 質問書（様式1）

- ・様式を用いて電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問（大阪事務所会議室等整備業務）」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものは、質問者に対してのみ回答する。

（3）企画提案書の提出

提出期限 令和8年3月9日（月）午後5時まで

① 企画書（様式任意） 正本1部、電子データ（PDF形式）

- ・企画書はA4判両面印刷により提出すること。
- ・本業務の具体的な実施内容について、仕様書に基づき、提案のイメージが分かりやすいように、参考となるイラスト、絵、写真等を使用した提案とすること。

② 仮見積書（様式3） 正本1部、電子データ（PDF形式）

- ・見積金額に係る積算内訳書（任意様式）を併せて提出すること。
- ・内訳には積算根拠（単価、数量、人数等）を具体的に記入すること。

（4）提出方法

- ・持参又は郵送（締切日必着）により提出すること。また、7（3）①企画書及び仮見積書は、電子メールでも提出すること。
- ・上記7（2）の質問書は電子メールのみの提出とする。

（5）提出先

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1－9－1 肥後橋センタービル1階

愛媛県大阪事務所 メール：oosaka-jimu@pref.ehime.lg.jp

（6）公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

（7）留意事項

- ・企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、事務局か

ら書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。

- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・企画提案書の提出は1者につき1回のみとし、複数の提案はできない。

8 委託先の選定

(1) 選定方法等

- ・委託候補者選定のため、審査会を設置する。提出された企画提案書の審査・評価を行い、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

No	評価項目	審査内容（概要）	配点
1	基本的事項	○過去の業務実績	5
2	企画提案	○事業目的との整合性（執務スペース、業務効率化） ○事務所の利便性（会議室の拡張性や相談ブースの機密性） ○独自性（来所したくなる空間のデザイン性） ○事業スケジュールの妥当性（期限内の完成や物販の制約） ○自由提案	90
3	価格	最も低廉な企画提案者の見積価格／各企画提案者の見積価格×5	5
合計			100

(3) 審査結果

- ・審査結果は全ての参加者に通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申立ても認めない。

9 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

10 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、

契約候補者と提案された内容に沿って契約協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。また、契約の締結は、令和8年度予算が執行可能となる令和8年4月1日以降に行うものとする。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

11 問い合わせ先

愛媛県大阪事務所 渡部

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル1階

T E L : 06-6441-2829

メール : oosaka-jimu@pref.ehime.lg.jp